

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）の一部改正 の新旧対照表

○平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編））

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （仮名加工情報・匿名加工情報編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （仮名加工情報・匿名加工情報編）
目次	目次
〔略〕	〔同左〕
【凡例】	【凡例】
〔略〕	〔同左〕
1 〔略〕	1 〔同左〕
2 仮名加工情報	2 仮名加工情報
2-1 〔略〕	2-1 〔同左〕
2-2 仮名加工情報取扱事業者等の義務	2-2 仮名加工情報取扱事業者等の義務
2-2-1 〔略〕	2-2-1 〔同左〕
2-2-2 仮名加工情報を作成する個人情報取扱事業者の義務等	2-2-2 仮名加工情報を作成する個人情報取扱事業者の義務等
2-2-2-1 仮名加工情報の適正な加工（法第 41 条第 1 項関係）	2-2-2-1 仮名加工情報の適正な加工（法第 41 条第 1 項関係）
〔略〕	〔同左〕
2-2-2-1-1 〔略〕	2-2-2-1-1 〔同左〕

## 2-2-2-1-2 個人識別符号の削除

[略]

(参考) 個人識別符号の概要

個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定めるものをいい、次のいずれかに該当するものである（個人識別符号の定義の詳細については、通則ガイドライン「2-2（個人識別符号）」参照）。

(1) [略]

(2) 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号

- ・ 旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、医療・介護保険各法に規定する保険者番号・被保険者記号・番号等の公的機関が割り振る番号等（政令第1条第2号から第10号まで及び規則第4条）

2-2-2-1-3 [略]

2-2-2-2 [略]

2-2-3・2-2-4 [略]

## 3 匿名加工情報

3-1 [略]

3-2 匿名加工情報取扱事業者等の義務

3-2-1 [略]

3-2-2 匿名加工情報の適正な加工（法第43条第1項関係）

[略]

## 2-2-2-1-2 個人識別符号の削除

[同左]

(参考) 個人識別符号の概要

個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定めるものをいい、次のいずれかに該当するものである（個人識別符号の定義の詳細については、通則ガイドライン「2-2（個人識別符号）」参照）。

(1) [同左]

(2) 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号

- ・ 旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、医療・介護保険各法に規定する保険者番号・被保険者記号・番号等の公的機関が割り振る番号等（政令第1条第2号から第10号まで、規則第3条及び第4条）

2-2-2-1-3 [同左]

2-2-2-2 [同左]

2-2-3・2-2-4 [同左]

## 3 匿名加工情報

3-1 [同左]

3-2 匿名加工情報取扱事業者等の義務

3-2-1 [同左]

3-2-2 匿名加工情報の適正な加工（法第43条第1項関係）

[同左]

3-2-2-1 [略]

3-2-2-2 個人識別符号の削除

[略]

(参考) 個人識別符号の概要

個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定めるものをいい、次のいずれかに該当するものである（個人識別符号の定義の詳細については、通則ガイドライン「2-2（個人識別符号）」参照）。

(1) [略]

(2) 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号

- ・ 旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、医療・介護保険各法に規定する保険者番号・被保険者記号・番号等の公的機関が割り振る番号等（政令第1条第2号から第10号まで及び規則第4条）

3-2-2-3～3-2-2-5 [略]

3-2-3～3-2-6 [略]

[付録] [略]

3-2-2-1 [同左]

3-2-2-2 個人識別符号の削除

[略]

(参考) 個人識別符号の概要

個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定めるものをいい、次のいずれかに該当するものである（個人識別符号の定義の詳細については、通則ガイドライン「2-2（個人識別符号）」参照）。

(1) [略]

(2) 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号

- ・ 旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、医療・介護保険各法に規定する保険者番号・被保険者記号・番号等の公的機関が割り振る番号等（政令第1条第2号から第10号まで、規則第3条及び第4条）

3-2-2-3～3-2-2-5 [同左]

3-2-3～3-2-6 [同左]

[付録] [同左]

備考 表中の[ ]の記載は注記である。